

令和 8 年度当初予算 入湯税の用途について

入湯税は地方税第701条により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

川場村の令和 8 年度当初予算における入湯税の充当内訳は次のとおりです。

令和 8 年度入湯税 予算額： 6, 8 4 1 千円

充当先	充当事業	歳出予算計上額	入湯税充当額	一般財源
観光の振興に要する経費	催物に関する費用	5,626	5,500	126
	広報に関する費用	445	400	45
観光施設の整備	観光施設修繕費	1,000	941	60
		7,071	6,841	231